

再犯防止等の推進に関する動向

再犯の現状

○ 全国・北海道の再犯者率

	平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年		
	検挙人員	再犯者	再犯者率	検挙人員	再犯者	再犯者率	検挙人員	再犯者	再犯者率	検挙人員	再犯者	再犯者率	検挙人員	再犯者	再犯者率
全 国	262,486 人	122,638 人	46.7 %	251,115 人	118,381 人	47.1 %	239,355 人	114,944 人	48.0 %	226,376 人	110,306 人	48.7 %	215,003 人	104,774 人	48.7 %
北海道	9,409 人	3,960 人	42.1 %	8,835 人	3,932 人	44.5 %	8,426 人	3,747 人	44.5 %	8,460 人	3,838 人	45.4 %	8,712 人	3,972 人	45.6 %

○ 罪種別の再犯者率（平成 29 年・全国）

		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他		合計	
検挙人員	再犯者	4,067 人	2,312 人	51,253 人	24,203 人	109,238 人	55,607 人	12,422 人	6,838 人	5,477 人	2,349 人	32,546 人	13,465 人	215,003 人	104,774 人
再犯者率		56.8 %		47.2 %		50.9 %		55.0 %		42.9 %		41.4 %		48.7 %	

安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

課題と再犯防止に向けた取組

刑事司法関係機関だけの取組には限界がある

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

再犯防止推進法の制定（平成 28 年 12 月）

再犯防止推進計画の策定（平成 29 年 12 月）

再犯防止推進法

○ 目的（第 1 条）

再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 再犯防止推進計画（第 7 条）

政府は、施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）

○ 国の施策（第 11 条～第 23 条）

- ・ 特性に応じた指導及び支援等
- ・ 更生保護施設等に対する援助
- ・ 就労の支援
- ・ 保健医療福祉サービスの提供
- ・ 非行少年等に対する支援
- ・ 再犯防止関係施設の整備
- ・ 就業の機会の確保等
- ・ 社会内の適切な指導及び支援
- ・ 住居の確保等
- ・ 国民の理解の増進及び表彰

○ 国等の責務（第 4 条）

- 1 国は、施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

○ 地方再犯防止推進計画（第 8 条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない。（努力義務）

○ 地方公共団体の施策（第 24 条）

国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じ、「左記の国の施策」を講ずるよう努めなければならない。（努力義務）